

別府市人権教育及び人権啓発基本計画

人権教育・啓発実施計画（令和3年度～令和7年度）

令和6年度 実施計画書

別 府 市

はじめに

1 実施計画の策定について

この計画は令和3年4月に改訂した別府市人権教育及び人権啓発基本計画（以下「基本計画」という。）の具体化を図るため、別府市推進本部（以下「推進本部」という。）が実施する事項を明確にし、進行管理を行うことを目的としています。

2 実施計画の記載事項について

この実施計画は基本計画に掲げる「人権教育・啓発に関する施策」及び「人権課題に関する施策」の推進方針を実施するため、次の3項目について記載します。

- ①具体化の方策・・・推進方針を実施するための具体的な手段や事業のまとまりを示すものです。
- ②担当部局・課等・・・担当する推進本部の部局・担当課等を示します。複数部局の調整を要するものは、調整を担当する部局となります。
- ③実施期間・・・「具体化の方策」を実施する期間を定めます。

3 実施計画の期間について

この計画の実施期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 実施計画の進行管理について

- ①推進本部の所属ごとに単年度の進行管理を行います。
- ②実施期間途中で開始した事項や廃止した事項は、「補則編」として管理します。

目次

I	人権教育・啓発に関する施策		6	外国人の人権問題	24
1	市民が主体となる人権教育・啓発の推進	1	7	医療をめぐると人権問題	27
2	人権尊重の視点に立った行政の推進	2	8	さまざまな人権問題	28
3	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	5			
4	同和教育の成果を踏まえた人権教育・啓発の推進	7			
II	人権課題に関する施策				
1	部落差別問題	7			
2	女性の人権問題	10			
3	子どもの人権問題	14			
4	高齢者の人権問題	16			
5	障がい者の人権問題	18			

◆令和6年度実施計画の概況

実施計画の項目	ページ	項目総数	実施計画の項目	ページ	項目総数
I 人権教育・啓発に関する施策	1	67	4) 家庭との絆を大切にする共生社会	17	2
1 市民が主体となる人権教育・啓発の推進	1	14	5) 高齢者の立場に立った行政サービス	18	5
2 人権尊重の視点に立った行政の推進	2	32			
3 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	5	18	5 障がい者の人権問題	18	54
4 同和教育の成果を踏まえた人権教育・啓発の推進	7	3	1) 障がい者の人権の正しい理解と認識の促進	18	12
			2) 障がい者の主体性と権利の擁護	19	16
			3) 障がい者の社会参加の促進	21	26
II 人権課題に関する施策	7	206			
1 部落差別問題	7	24	6 外国人の人権問題	24	25
1) 市民啓発の推進	7	3	1) 国際理解の推進	24	4
2) 教育の充実	8	11	2) 国際交流の推進	24	4
3) 経済生活の安定	9	2	3) 公的・民間団体の雇用機会等の確保	25	2
4) 社会福祉の増進	9	1	4) 人権相談体制の充実	25	1
5) えせ同和行為の排除	10	2	5) 市民意識の啓発	25	1
6) 相談・支援・救済体制の充実	10	5	6) 生活環境の啓発	25	13
2 女性の人権問題	10	31	7 医療をめぐる人権問題	27	11
1) 男女共同参画社会実現をめざす意識づくり	10	14	1) 啓発活動の推進	27	4
2) 男女共同参画の基盤づくり	12	9	2) 人権教育研修の推進	27	5
3) 自立の条件整備	13	8	3) 相談・支援・権利擁護の充実	28	2
3 子どもの人権問題	14	25	8 さまざまな人権問題	28	18
1) 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進	14	4	1) インターネットによる人権侵害	28	1
2) 学校におけるいじめ、不登校の解決	14	5	2) プライバシーをめぐる問題	28	7
3) 家庭における児童虐待等の防止	15	10	3) 犯罪被害者やその家族に関する人権問題	29	1
4) 子どもの健全育成	16	6	4) 性的少数者の人権	29	3
			5) ホームレスの人権	30	2
4 高齢者の人権問題	16	18	6) その他	30	4
1) 福祉教育の推進	16	2			
2) 豊かな生涯学習社会と地域社会への参加	16	3			
3) 高齢者の人権擁護	17	6			
			(総計)	—	273

I 人権教育・啓発に関する施策

1 市民が主体となる人権教育・啓発の推進

異質の文化や考えが互いに交流できる「共生社会」を創造するためには、市民の自主的・主体的な取組を促すとともに、地域において様々な人々がふれあい、交流する場を増やし、相互理解を促進することが重要である。このため、市民の交流・相互理解のための自主的、主体的な活動を促す環境を整備する。

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特記事項
1	①人権教育における学習・研修機会の提供	○身近な人権講座を開催します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
2		○8月の差別をなくす市民の集いを開催します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
3		○人権啓発パネル・ポスター展を開催します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
4		○保護者を対象とする人権教育学級を開催します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	文言変更 「PTA会員」→「保護者」
5		○じんけんフィルムフェスタを開催します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
6		○学習・啓発教材を広く閲覧・貸出できる人権ミニライブラリーを整備します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
7		○各地区公民館等において、人権問題を取り上げた講座を実施します	教育部 社会教育課	3年度～7年度	
8	②人権教育における広報・情報の提供	○庁舎及び各施設等で人権啓発に関するポスターを掲示します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
9		○人権啓発冊子を作成し、市民等に幅広く配布します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
10		○各種の人権啓発グッズをイベント等で配布します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
11		○人権に関する話題を市報で取り上げ、市民が人権問題を身近に感じられる内容と、無料人権相談のお知らせを掲載します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特記事項
12		○差別をなくす運動月間・人権週間等を機会として、市報特集号・パンフレット・広報チラシ等を作成します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
13		○市民の人権意識高揚を図るため、人権ギャラリーを整備します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
14		○市のホームページ等各種インターネット媒体で人権に関する情報を提供します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	「○市のホームページで人権に関する情報を提供します」から文言変更

2 人権尊重の視点に立った行政の推進

人権が尊重される社会の実現に関わりの深い特定職業従事者等が、常に人権尊重の意識や態度をもって職務の遂行に臨むことが重要であり、本市職員をはじめとする公務員や教職員、医療関係者、福祉保健関係者等に対する人権教育を充実する。

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
15	①職員に対する人権教育・啓発の推進	○人権について正しい理解と認識をもって職務を遂行できるよう全職員対象に人権研修を実施します	総務部 職員課	3年度～7年度	
16		○人権研修が研修科目に含まれる大分県自治人材育成センター主催の新採用職員研修・新任係長級研修・新任課長補佐級研修・新任課長級研修に対象職員を派遣します	総務部 職員課	3年度～7年度	
17		○生活環境課清掃事務所、リバーサイドオアシス春木苑、リサイクル情報センターの現業職員を対象に人権研修を実施します	市民福祉部 生活環境課	3年度～7年度	文言訂正 「環境課清掃事務所」→「生活環境課清掃事務所」
18		○保育士に対し、人権問題に関する研修を行い、人権意識の高揚を図ります	こども部 子育て支援課	3年度～7年度	
19		○栄養士・調理員に対し、人権問題に関する研修を行い、人権意識の高揚を図ります	教育部 教育政策課	3年度～7年度	
20		○全職員を対象に、毎年テーマを変えながら人権問題に関する研修を行い、人権意識の高揚を図ります	上下水道局 総務課	3年度～7年度	
21		○消防職員に対し、人権問題に関する研修を行い、人権意識の高揚を図ります	消防本部 総務課	3年度～7年度	課名変更 庶務課→総務課

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特記事項
22	②特定職業従事者等に対する人権教育・啓発の推進	○職員研修や特定職業従事者に対する人権研修に講師派遣を行います	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
23		○別府市民生委員児童委員協議会総会において、人権研修を実施します	市民福祉部 ひと・くらし支援課	3年度～7年度	機構改革 高齢者福祉課→ひと・くらし支援課
24		○人権教育研修会や行事等に民生委員・児童委員等への積極的な参加を要請するとともに、人権啓発チラシなどの配布を行い、人権意識の高揚を図ります	市民福祉部 ひと・くらし支援課	3年度～7年度	機構改革 高齢者福祉課→ひと・くらし支援課
25		○事業に携わる職員に対して、人権教育を実施します	いきいき健幸部 健康推進課	3年度～7年度	
26		○温泉施設指定管理者に対して、人権教育・啓発推進のための研修を行います	観光・産業部 温泉課	3年度～7年度	
27		○農業委員及び農地利用最適化推進委員、職員に人権問題に関する研修を行い、人権意識の高揚を図ります	その他の事務部局等 農業委員会事務局	3年度～7年度	
28	③人権行政推進のための国・県・他市町村行政機関との連携	○大分県や県下各市町村と定期的に人権行政に関する情報交換を行います	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
29		○大分地方法務局、大分・竹田地域人権啓発活動ネットワーク協議会を活用します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
30		○別府地区社会人権・部落差別解消教育研究協議会を活用します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
31		○人権擁護委員による無料人権相談を月1回開催します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
32		○人権擁護委員による特設人権相談を年3回開催します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
33		○人権相談を必要とする市民に大分地方法務局等の各種相談事業を紹介します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
34	④人権行政推進のための企業や各種民間団体等との連携	○各課等の要請により、企業や各種団体等の研修に講師派遣等を行い、人権意識の向上を図ります	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特記事項
35		○業務委託受託業者に対し、上下水道局で行う人権研修に参加を依頼し、人権問題について考える機会を持ってもらいます	上下水道局 総務課	3年度～7年度	
36		○平成25年2月から開始した登録型本人通知制度について、登録者の増加を図るため、市報、ホームページ、ポスター等で周知を図ります。また、共生社会実現・部落問題解消推進課と連携して、制度の説明等を実施します	市民福祉部 市民課	3年度～7年度	
37		○本人通知制度について、企業、団体等の研修において説明を行い、制度の理解と登録の拡大を図ります	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
38	⑤学校における教育・啓発の推進	○教職員の学習機会を位置づけるとともに、児童生徒に対する学習の場や保護者参加の学習の場の設定、また、日常生活での実践化の指導を計画的に行います	教育部 学校教育課 市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
39		○人権教育年間計画を作成し、取組の総括を行います	教育部 学校教育課 市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
40		○市内公立小中学校児童生徒人権作品集を作成します	教育部 学校教育課 市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
41		○校長会・教頭会へ人権教育・部落差別解消推進研修の実施又は講師を派遣します	教育部 学校教育課 市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
42		○幼稚園、小・中学校において、園・校内人権教育研修を実施します	教育部 学校教育課 市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特記事項
43		○人権教育推進委員会を年4回（年度初め、各学期末）開催し、人権教育の基本方針や年間計画を立て、学期に1回進捗状況を把握及び授業実践の検証を行います	教育部 学校教育課 市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
44		○人権教育主任会を開催し、部落差別問題をはじめとするあらゆる人権課題についての研修を実施します	教育部 学校教育課 市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
45		○学校人権教育主任代表者を学期に1回開催します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
46		○スクール・セクハラ相談体制の充実のための連携を図ります	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

3 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権教育は、家庭・学校・職場・地域等あらゆる場所で生涯学習の一環と位置づけ推進する必要があるとあり、人権感覚を身に付けることが重要です。人権教育・啓発の推進は、公的機関だけで取組ができるものではなく、地域や民間企業、各種団体と連携し、積極的な推進を図ることが必要です。

このため、民間企業・団体等の人権教育・啓発の推進を図るとともに、必要に応じて講師派遣や講師紹介、広報紙・啓発冊子等の啓発資料の情報提供を行う等、人権教育に関する情報収集・提供機能の充実を図ります。

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
47	①児童虐待に対する相談活動や啓発の充実	○母子保健・児童福祉の両機能を備えたこども家庭センターを設置し相談支援体制の強化を図ります	こども部 こども家庭課	3年度～7年度	「○子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を備えたこども家庭センターを設置し相談支援体制の強化を図ります」から文言変更
48		○市報やケーブルテレビ等を活用し、虐待の通報・相談の連絡先等を広報します	こども部 こども家庭課	3年度～7年度	
49		○児童虐待防止講演会を開催し、児童虐待防止を啓発します	こども部 こども家庭課	3年度～7年度	
50		○保育所(園)や小中学校、子育て支援センター、地区公民館等に児童虐待防止のポスターの掲示を依頼します	こども部 こども家庭課	3年度～7年度	

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
51	②市民総参加の「人権尊重の地域づくり」	○別府市人権教育及び人権啓発基本方針・基本計画の推進を図ります	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
52		○別府市人権問題啓発推進協議会を活用し、部落差別問題の解消をはじめとするあらゆる差別の解消をめざします	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
53		○人権啓発センターにおいて、市民人権講座、人権専門講座、じんけんふれあい教室及びじんけんふれあいワークショップを実施し、人権を尊重する地域づくりをめざします	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	文言変更 「人権ミニ講座」→「人権専門講座」
54	③地域・民間・団体等との連携	○人権教育・啓発事業について地域や団体等に周知し、多くの市民の参加をめざします	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
55		○自治会・地域や団体等と連携して人権研修・講座等を開催します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
56		○自治会や団体等と連携して人権啓発ポスター掲示等の市民啓発を行います	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
57		○商工関係団体等に人権啓発冊子の配布や人権の啓発に関する活動を行います	観光・産業部 産業政策課	3年度～7年度	
58		○農協、漁協、森林組合関係者の人権研修を開催します	観光・産業部 農林水産課	3年度～7年度	
59		○関係機関に対し人権啓発資料の情報提供や講師を派遣する等、人権意識の高揚に努めます	建設部 都市整備課	3年度～7年度	
60		○管理人への説明文書送付の際、人権教育・啓発の促進のための資料の情報提供を行います	建設部 施設整備課	3年度～7年度	
61		○関係団体等と積極的に連携を深め、人権教育・啓発の促進を図るとともに、必要に応じて講師派遣や啓発冊子等の情報提供を行います	建設部 都市計画課	3年度～7年度	
62		○関係団体等と連携を図り、人権教育・啓発の促進のため、必要に応じて講師の派遣や冊子等の情報提供を行います	教育部 教育政策課	3年度～7年度	
63		○関係団体等と連携し、人権教育・啓発の促進のため、啓発資料の情報提供を行います	建設部 公園緑地課	3年度～7年度	

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
64		○別府市人権・部落差別解消保育連絡協議会と連携し、保育士等の研修に努め、乳幼児期からの人権教育・啓発を行います	こども部 子育て支援課	3年度～7年度	

4 同和教育の成果を踏まえた人権教育・啓発の推進

人権教育は、部落差別問題解消推進啓発活動と相まって、決して人権侵害を許さない雰囲気の高まりや人権意識の高揚を図る上で大きな役割を果たしてきました。この成果と課題を踏まえ、人権教育の考え方と手法をさらに発展、深化、充実させ、国内外で展開されている多様な取組にも学び、一切の差別を許さない意識の醸成や差別をなくしていこうとする態度の育成を図りながら、「市民の基本的人権を尊重」していくための人権教育・啓発の推進を図ります。

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
65	①基本的人権尊重推進の取組	○人権教育・啓発基本計画を5年に1度見直し、毎年実施計画の進捗状況を管理します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
66	②学校における教育・啓発の取組	○学校教育課と連携を図り、学校人権教育の推進を図ります	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
67	③市民に対する教育・啓発の取組	○各種団体や市関係課等と連携し、市民に対し部落差別をはじめあらゆる人権問題に関する教育・啓発を行います	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

II 人権課題に関する施策

1 部落差別問題

1) 市民啓発の推進

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
68	市民啓発の推進	○8月の差別をなくす運動月間に市報特集への掲載やチラシ等の配布をして部落差別問題の啓発を行います	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
69		○主催する各種講座及び研修等において、部落差別問題の研修を実施します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
70		○自治委員や自治会と連携し、様々な機会を利用して部落差別問題の啓発を行います	市長公室 自治連携課 市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

2) 教育の充実

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
71	①学校教育	○人権教育主任会において、部落差別問題をはじめとするあらゆる人権課題についての研修を実施します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
72		○地域の実情に応じた人権教育や部落差別解消の推進に向けた教育を、別府市人権教育・部落差別解消推進研究会と連携して推進します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
73		○教職員の研修意欲と指導力向上及び実践を通じた人権課題の克服に寄与するため、別府市人権教育・部落差別解消推進研究大会を実施します	教育部 学校教育課 市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
74		○児童生徒に対し、発達段階に応じた部落問題学習を実施します	教育部 学校教育課 市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
75		○全ての園・校で教育課程を作成し、教育課程の「人権教育全体構想」の法的背景に「部落差別解消推進法」を位置づけます	教育部 学校教育課 市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
76		○教育課程「人権教育年間指導計画」に部落差別問題をはじめとする人権課題を小学校の低・中・高で各1回以上、中学校3年間で各1回以上位置づけます	教育部 学校教育課 市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
77		○特定職業従事者としての教職員の人権意識の高揚を図り、部落差別問題認識や授業力向上に向けた研修を充実します	教育部 学校教育課 市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
78		○保護者に対し、人権参観日を設け、人権教育・啓発を図ります	教育部 学校教育課 市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
79		○自治会等と一体化した奉仕・勤労・世代交流などの体験活動を通し、児童生徒の人権意識の育成を図ります	教育部 学校教育課 市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
80	②社会教育	○各地区公民館等において、人権・部落差別問題に対する正しい認識と理解を深めるための講座を実施します	教育部 社会教育課	3年度～7年度	「○各地区公民館等において、生涯各時期に合わせた人権・部落差別問題に対する正しい認識と理解を深めるための講座を実施します」から文言変更
81		○大学との連携を図る取組みを進めます	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

3) 経済生活の安定

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
82	経済生活の安定	○毎週平日に専門相談員による消費生活相談を実施します	観光・産業部 産業政策課	3年度～7年度	
83		○ハローワークが発行する週刊求人情報をファイルに綴じ、市役所1Fの求人情報コーナーに設置し、いつでも閲覧できるようにします	観光・産業部 産業政策課	3年度～7年度	

4) 社会福祉の増進

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
84	社会福祉の増進	○福祉サービスの適切な利用や福祉活動への住民参加等を目的として、計画された「地域福祉計画」について計画の進捗管理を行うことで実効的な地域福祉の推進を図ります	市民福祉部 ひと・くらし支援課	3年度～7年度	機構改革 高齢者福祉課→ひと・くらし支援課

5) えせ同和行為の排除

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
85	えせ同和行為の排除	○研修において、えせ同和行為の問題を取り上げることに努めます	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
86		○イベントや研修で市民にえせ同和行為に関するパンフレット等を配布します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

6) 相談・支援・救済体制の充実

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
87	相談・支援・救済体制の充実	○おおいた人権相談ネットワーク協議会と連携し、相談体制の充実を図ります	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
88		○大分県人権啓発活動ネットワーク協議会及び大分・竹田地域人権啓発活動ネットワーク協議会と連携し、人権啓発活動等にこれを活用します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
89		○インターネット上の差別書込みのモニタリングを実施し、県及び県下市町村と連携し、部落差別等を助長する書き込みに対する監視体制の充実を図ります	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
90		○職員を対象にモニタリング研修を行い、部落差別等の書き込みに対する監視体制を強化します	総務部 職員課	3年度～7年度	
91		○人権啓発センターとともに関係各課と連携し、部落差別を始めとする相談業務を行い、相談者に寄り添った体制の充実を図ります	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

2 女性の人権問題

1) 男女共同参画社会実現をめざす意識づくり

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
92	①学校・家庭・地域・事業者への男女平等意識・女性への人権尊重意識の醸成に向けた教育・啓発	○ジェンダー平等についての認識を深め、性別にとらわれず多様な生き方が尊重される社会の実現に向けた意識啓発を進めるため、講座の開催や情報提供を実施します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
93		○市報、啓発誌「あすてっぷ」、ホームページ等を活用し男女共同参画に関する情報を発信します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
94		○男女共同参画に関するリーフレットを男女共同参画センターのカウンターに設置します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
95		○主催する各種講座及び研修等において、女性の人権問題を取り上げることに努めます	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
96		○男女共同参画における男女平等と人権を守る意識改革の推進に向け、家庭・学校・地域の連携を通じた学習機会の提供をします	教育部 学校教育課 市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
97		○各地区公民館等において、家庭や地域における男女平等意識の向上を図る講座を実施します	教育部 社会教育課	3年度～7年度	
98	②女性に対する暴力根絶の啓発	○女性に対するあらゆる暴力は女性への人権侵害であり、決して許されるものではないとの認識を徹底するため、市民に対して広報・啓発を強化します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
99		○市職員に対して、女性をはじめ異性に対する暴力の根絶をめざしDV（ドメスティック・バイオレンス）等に対する研修を行います	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
100	③相談支援体制の充実	○配偶者等からの暴力に対し、男女共同参画センターと市役所において、DV相談等の相談体制の充実を図ります	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
101		○配偶者等からの暴力被害を受けた女性に対して、プライバシーの保護や精神的負担などに十分配慮し、関係機関・関係団体と連携を図り、被害者の救済・保護・自立支援に取り組みます	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
102		○女性の人権に対する相談体制の充実を図ります	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
103	④各種講座等の開催・参加	○女性の人材育成のための研修や講座の開催の充実を図ります	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
104		○固定的な性別役割分担意識の解消や、女性の人権尊重意識の浸透を図り、男女共同参画社会を推進するための講座の開催や情報提供を実施します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
105	⑤組織・機関とのネットワークづくり	○配偶者等からの暴力防止及び被害者への支援について、市及び各関係機関相互の連絡会議等において、情報交換を行い、ネットワークの構築を推進します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

2) 男女共同参画の基盤づくり

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
106	①男女均等な雇用機会と労働環境の整備	○企業に対して、男女共同参画の意識が広く浸透するよう、男女共同参画の理解とその実現につながる講座を実施し、企業等における取組の促進を図ります	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
107	②女性の企業・職場内における格差是正の取組	○女性の職域拡大と管理職登用の促進や就労環境の整備に努めます	総務部 職員課	3年度～7年度	
108		○在職中、就職又は再就職を希望する女性に対する能力向上、資格取得等を目的とした講座の開催支援や情報提供を図ります	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
109	③男女共同参画社会の推進	○第3次別府市男女共同参画プランの基本目標である「ジェンダー平等の実現に向けた意識の向上」「誰もが安心して暮らせるまちづくり」「個性と能力を発揮できるまちづくり」をめざします	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
110		○第3次プランの施策体制の確立を図るため第3次プランの施策達成度を確認しながら施策を推進します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
111	④市各種審議会委員等への女性の登用とその育成	○広い視点での意見を取り入れるために、男女の割合が偏らないよう、女性参画率向上に取り組めます	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
112		○審議会委員選出時に報告を求め、女性委員のいない審議会をなくすよう働きかけ、女性委員の割合が高まるよう取組を推進します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
113	⑤男女共同参画センター設置をめざした取組	○市民、団体、企業（事業者）がそれぞれの立場で男女共同参画社会の実現を自らのこととして考え、身近なことから積極的に取り組める環境づくりを推進します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
114		○「男女共同参画センター」が男女共同参画の推進の拠点となるよう学習及び交流を行い、情報収集や相談できる場となるよう取り組みます	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

3) 自立の条件整備

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
115	①育児・介護休暇等の制度の普及・啓発	○職員に対し、休暇制度についてマニュアル等による周知を行います	総務部 職員課	3年度～7年度	
116	②保育内容の充実等子どもの育てやすい環境整備	○子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など安心して子育てができる環境づくりを総合的に推進します（一時預かり・病児保育・延長保育・休日保育）	こども部 子育て支援課	3年度～7年度	
117		○保育内容については、利用者の要望にできるだけ応えられるように配慮します（アセスメントシート等）	こども部 子育て支援課	3年度～7年度	
118	③高齢者・障がいのある人・ひとり親家庭等で支援を必要とする男女の自立に向けた環境整備	○障がいのある人が自己選択と自己決定の尊重のもと、住み慣れた地域で安心して暮らせるために福祉サービスの充実を図り、主体的に必要なサービスを選択できるような環境づくりに努めます	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
119		○ひとり親家庭の自立支援を行うため、母子自立支援員を配置し、相談、情報提供を行います	こども部 子育て支援課	3年度～7年度	
120		○ひとり親家庭に対する医療費の助成や手当を支給します	こども部 子育て支援課	3年度～7年度	
121		○母子家庭の母ならびに父子家庭の父の就労支援を目的とした自立支援給付金を支給します	こども部 子育て支援課	3年度～7年度	
122		○高齢者権利擁護相談員を配置することにより、高齢者やその家族からの相談支援や情報提供を行います	市民福祉部 高齢者福祉課	3年度～7年度	①名称変更 「高齢者相談員」→「高齢者権利擁護相談員」 ②機構改革 いきいき健幸部介護保険課→市民福祉部高齢者福祉課

3 子どもの人権問題

1) 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
123	①学校教育における能力・適性に応じた指導の充実	○市内公立小・中学校児童生徒へ人権作品（標語・作文・ポスター）の取組を依頼します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
124	②社会教育における各種学級・講座等の学習内容の充実	○主催する各種講座及び研修等において、子どもの人権問題についての研修を実施します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	文言変更 「子どもと人権」→「子どもの人権問題」
125		○各地区公民館等において、家庭・地域の教育力の向上を図る講座を実施します	教育部 社会教育課	3年度～7年度	
126	③社会教育における家庭教育を支援する取組の充実	○保護者に対し、家庭教育についての学習機会や情報の提供を図ります。また、関係各課と連携し子育てに関する相談体制の整備等の充実を図ります	教育部 社会教育課	3年度～7年度	

2) 学校におけるいじめ、不登校の解決

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
127	①校内、家庭等での相談・支援体制の充実	○教職員による教育相談活動の充実やスクールカウンセラー等の配置により、児童生徒並びに保護者が抱える、いじめ、不登校につながる人権問題に関する悩みを打ち明けやすい体制を整備します	教育部 学校教育課	3年度～7年度	
128		○アンケートの実施、電話や来所による相談事業の周知を図ります	教育部 学校教育課	3年度～7年度	
129	②社会体験・生活体験・自然体験等を通しての心の育成支援	○総合的な学習の時間を活用した地域や企業等外部の方々との連携・交流を通して、人権感覚を磨くとともに、児童生徒自らの生き方を問い直し、豊かな心の育成に努めます	教育部 学校教育課	3年度～7年度	
130		○「ふれあいルーム」に通う子どもたちを対象に、自然体験活動を実施し、子どもたちの社会的自立を支援します	教育部 学校教育課	3年度～7年度	「社会教育課」を削除 (少年自然の家おじか休所中のため)
131	③教職員の資質と指導力向上に向けた研修の充実	○学校長を中心とした組織を確立し、計画的な学習機会を位置づけ人権課題の教材化を図るための研修を実施します	教育部 学校教育課 市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

3) 家庭における児童虐待等の防止

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
132	①児童虐待等の早期発見と予防への取組	○市報やケーブルテレビ等で子どもを虐待から守るため、通報・相談の連絡先等を掲載・放映します	こども部 こども家庭課	3年度～7年度	
133		○保育所(園)や小中学校、子育て支援センター、地区公民館等に児童虐待防止のポスターの掲示を依頼します	こども部 こども家庭課	3年度～7年度	
134		○主任児童委員や関係機関等と連携を図るための会議を開催します	こども部 こども家庭課	3年度～7年度	
135		○生後4か月までの家庭を全戸訪問し、育児不安の軽減を図るとともに、産後うつや虐待等の予防と早期発見に努めます	こども部 こども家庭課	3年度～7年度	機構改革 いきいき健幸部健康推進課→こども部 こども家庭課
136		○1歳6か月、2歳6か月、3歳5か月児に健康診査を行い、乳幼児の成長・発達の確認、育児不安の軽減を図ります	こども部 こども家庭課	3年度～7年度	機構改革 いきいき健幸部健康推進課→こども部 こども家庭課
137		○育児相談により、育児の悩み・不安に対応し、子どもの健やかな成長・発達を支援します	こども部 こども家庭課	3年度～7年度	機構改革 いきいき健幸部健康推進課→こども部 こども家庭課
138		○子どもの発達に関する不安や関わり方に悩みを持つ親の不安の軽減を図ります	こども部 こども家庭課	3年度～7年度	機構改革 いきいき健幸部健康推進課→こども部 こども家庭課
139	②家庭・児童相談所等での支援体制の充実	○母子保健・児童福祉の両機能を備えたこども家庭センターを設置し相談支援体制の強化を図ります ○また、家庭訪問し、育児不安、ストレス等の軽減を図ります	こども部 こども家庭課	3年度～7年度	前段を「○子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を備えたこども家庭センターを設置し相談支援体制の強化を図ります」から文言変更 後段は変更なし
140		○児童相談所等が主催する研修会に参加し、相談体制の強化を図ります	こども部 こども家庭課	3年度～7年度	
141	③家庭、地域の教育力の高揚と人権意識の啓発	○民生委員児童委員や主任児童委員等で構成する要保護児童対策地域実務者ネットワーク会議を開催し、児童虐待に対する共通の知識や認識を持ち、広く市民への人権意識の啓発ができるよう努めます	こども部 こども家庭課	3年度～7年度	

4) 子どもの健全育成

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
142	①児童生徒の健全育成組織の活動促進	○保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を受け入れる放課後児童健全育成事業を38クラブで実施します	こども部 子育て支援課	3年度～7年度	
143	②組織的な活動の促進	○児童の健全育成を図るため、母親クラブなどの地域住民の積極的参加による地域活動の促進を図ります	こども部 子育て支援課	3年度～7年度	
144	③子育て短期支援	○子どもの養育が一時的に困難になった場合や緊急に一時保護を要する場合に児童福祉施設等において、一時的に養育保護し、子どもの家庭における福祉の向上を図ります	こども部 こども家庭課	3年度～7年度	「養育が一時的に困難になった家庭の子どもや保護者を児童福祉施設等で養護し、利用者家庭の福祉の向上を図ります」から文言変更
145	④青少年健全育成のための関係機関・団体との連携	○別府警察署と連携して、学校警察連絡協議会、小学校交番セーフティーネットワーク会議を実施します	教育部 学校教育課	3年度～7年度	
146		○別府市青少年補導員協議会と連携して、街頭補導、地区補導に取り組みます	教育部 学校教育課	3年度～7年度	
147		○青少年育成市民会議活動を推進し、校（地）区青少年育成協議会を中心とした地域健全育成行事を支援します	教育部 社会教育課	3年度～7年度	

4 高齢者の人権問題

1) 福祉教育の推進

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
148	①福祉教育の推進	○福祉施設関連職員等を対象とした研修等を通じ、地域における人権意識の高揚を図ります	市民福祉部 高齢者福祉課	3年度～7年度	機構改革 市民福祉部高齢者福祉課のみ担当
149		○介護福祉施設との交流や、地域の高齢者の知恵等を活用する授業を計画し、高齢者に対する理解を深めるとともに、高齢者福祉に係る教育推進に努めます	教育部 学校教育課 市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

2) 豊かな生涯学習社会と地域社会への参加

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
150	①高齢者における社会参加の支援体制の充実	○高齢者の社会参加を促進するため、交流機会の提供や老人クラブの育成による地域活動活性化のための支援を行います	市民福祉部 高齢者福祉課	3年度～7年度	

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
151	②学習・就業の機会提供の支援体制の充実	○高齢者の就業機会を提供するシルバー人材センターのPR用リーフレット（（社）シルバー人材センター作成）を産業政策課のカウンターに設置します	観光・産業部 産業政策課	3年度～7年度	
152		○高齢者に特化せず、多様な主体を対象とした学習機会を提供します	教育部 社会教育課	3年度～7年度	

3) 高齢者の人権擁護

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
153	①人権擁護の相談・支援体制の充実	○悪質商法への注意を促すリーフレットを産業政策課のカウンターに設置します	観光・産業部 産業政策課	3年度～7年度	
154		○毎週平日に専門相談員による消費生活相談を実施します	観光・産業部 産業政策課	3年度～7年度	
155		○消費生活啓発講座を開催します	観光・産業部 産業政策課	3年度～7年度	
156		○高齢者虐待防止のために関係機関と高齢者及び障がい者虐待防止ネットワークを形成し、安心で安定した生活の確保をめざします	市民福祉部 高齢者福祉課	3年度～7年度	機構改革 いきいき健幸部介護保険課→市民福祉部高齢者福祉課
157	②成年後見制度の取組	○成年後見制度について、相談支援体制や地域連携ネットワーク等の構築を図り、制度利用に繋げる取り組みを進めます	市民福祉部 高齢者福祉課	3年度～7年度	機構改革 いきいき健幸部介護保険課→市民福祉部高齢者福祉課
158	③市民啓発の推進	○主催する各種講座及び研修等において、高齢者の人権問題についての研修を実施します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

4) 家庭との絆を大切にする共生社会

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
159	在宅福祉サービス・住環境の充実	○介護を要する高齢者と同居する世帯、または高齢者のみの世帯に対し、その高齢者に適するよう住宅を改造する費用の助成を行うことにより住環境の整備を図ります	市民福祉部 高齢者福祉課	3年度～7年度	
160		○新しい介護予防・日常生活支援総合事業の対象者等と判断された高齢者が在宅で自立した生活が送れるように、ボランティアサービス等を含めた地域生活と協働によるサービスの構築に努めます	市民福祉部 高齢者福祉課	3年度～7年度	機構改革 いきいき健幸部介護保険課→市民福祉部高齢者福祉課

5) 高齢者の立場に立った行政サービス

推進方針の項目		具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
161	①高齢者の立場に立った福祉サービスの充実	○地域包括支援センターの設置により、高齢者のニーズや状態の変化に応じて切れ間なくサービスを提供できる「地域包括ケア」の実現を図ります	市民福祉部 高齢者福祉課	3年度～7年度	機構改革 いきいき健幸部介護保険課→市民福祉部高齢者福祉課
162		○健康教育・健康相談・健康診査等、保健事業の充実とともに、保健と福祉の連携により、保健福祉サービス体制の充実を図ります	いきいき健幸部 健康推進課	3年度～7年度	
163		○消防職・団員による防火講話を高齢者を対象に実施し、防火・防災に対する知識の高揚を図ります	消防本部 予防課	3年度～7年度	
164	②諸施設のバリアフリー化等安全対策の充実	○公園整備及び改修の際は、バリアフリー化を推進します	建設部 公園緑地課	3年度～7年度	
165		○公共施設の新築や改修工事等においてバリアフリーに配慮した整備を行います	建設部 施設整備課	3年度～7年度	

5 障がい者の人権問題

1) 障がい者の人権の正しい理解と認識の促進

推進方針の項目		具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
166	①偏見・差別解消に向けた教育・啓発の推進	○障がいのある人が生活の様々な場面で、権利利益を侵害されることなく安心して日常生活を送れるよう、別府市障害者自立支援協議会を中心とした関係機関、団体などとのネットワークにより、権利擁護や権利行使を支援します	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
167		○障害者芸術・文化祭の展示等の交流事業により障がい者への理解促進を図ります	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
168		○各種講座の中で、障がい者に対する正しい理解と認識を深めることをテーマに取り入れた講座を実施します	教育部 社会教育課	3年度～7年度	
169	②関係団体へ支援し、社会復帰・社会参加の促進	○障がいのある人自身が行う社会奉仕活動による地域住民と交流する活動や社会復帰を促進するため、障がいのある人自身が行う社会奉仕活動について支援します	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
170		○障害者団体、家族の会等の活動を充実させ、社会参加の機会を増やすよう、その運営を支援します	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
171		○交流とふれあいの場への移動手段であるバスの借り上げについて支援し外出機会の創出に努めます	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
172	③学校教育における特別支援教育の充実	○教職員の支援を要する幼児、児童生徒に対する正しい理解と適切な対応を習得するような研修会を実施します	教育部 学校教育課	3年度～7年度	
173		○障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が相互理解を深めるための人権教育を推進します	教育部 学校教育課	3年度～7年度	
174	④学校教育における校内・地域での交流教育の充実	○域内の特別支援学校や校内の特別支援学級との積極的な交流を図り、相互理解を深めるよう努めます	教育部 学校教育課	3年度～7年度	
175	⑤福祉問題等の理解を深めるための教育・保育の推進	○各支援施設間の連携を図り、専門の知識を得る事で、職員及び保護者の障がい者に対する正しい認識の向上を図ります	こども部 子育て支援課	3年度～7年度	
176		○域内の特別支援学校や校内の特別支援学級との積極的な交流を図るなかで相互理解とともに、社会に求められる支援についての意識を高めます	教育部 学校教育課	3年度～7年度	
177	⑥障がいに対する理解と認識を深めるための社会教育機関及び団体等における福祉・人権教育の推進	○主催する各種講座及び研修等において、障がい者の人権問題研修の実施や障害者差別解消法の周知などの取組を行います	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

2) 障がい者の主体性と権利の擁護

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
178	①保健・医療サービスが提供される体制づくり	○障がいのある人もない人も必要な保健医療サービスが受けられるよう環境整備を行います	いきいき健幸部 健康推進課	3年度～7年度	
179	②障がい者医療の経済的負担軽減への取組	○重度の心身障がい者（児）に対し、医療費の一部を助成することにより経済的な負担の軽減を図り、経済的な理由による未治療を防ぎます	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
180		○心身の障がい除去、軽減するための医療について、自己負担額を軽減する公費負担制度である、自立支援医療制度の周知に努めます ・更生医療 ・育成医療（18歳未満の児童） ・精神通院医療	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
181	③本人及び家族への相談支援体制の充実	○障がいのある人が利用しやすい身近な場で、いつでも相談を利用できる相談支援事業を継続して実施します （基幹相談支援センターを委託して実施）	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	「（基幹相談支援センターを委託して実施）」の文言追加
182		○別府市障害者自立支援協議会の充実により、日々の暮らしの中でのニーズや課題に対応する相談支援体制の強化、抱えている問題についての各専門分野関係者からの解決策の見出し、地域生活を支えるネットワークの構築に努めます	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
183		○身近な地域で、障がいのある人や家族の目線に立った相談援助を行う、身体・知的障害者相談員制度の周知、各相談員に対する市の施策等の情報提供に努めます	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
184		○大分県障害者社会参加推進センターによる電話相談「障がい者110番」の周知に努めます	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
185		○成年後見制度による支援を必要とする障がいのある人に対し、その利用の促進及び申立に要する費用を支援します	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
186		○障がいのある児童生徒に対し、その進路等の相談を受け、適切な学校や施設等を紹介します	教育部 学校教育課	3年度～7年度	
187		○歩車道の分離、道路の拡幅、歩道の段差解消等、バリアフリー化された道路環境の整備を推進します	建設部 都市整備課	3年度～7年度	
188	④道路、公園、建築物等生活環境面での物理的な障壁の除去及び表	○公園整備及び改修の際は、バリアフリー化を推進します	建設部 公園緑地課	3年度～7年度	
189	⑤公共施設等における段差解消等の施設整備の充実	○市公式ホームページで交通バリアフリー関連事業の進捗状況を掲載します	建設部 都市計画課	3年度～7年度	
190		○公共施設の新築や改修工事等において、バリアフリーに配慮した整備を行います	建設部 施設整備課	3年度～7年度	

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
191		○校舎等の新築・改築工事の際には施設のバリアフリー化を推進します	教育部 教育政策課	3年度～7年度	
192	⑥浴室・トイレ等改修の貸付・助成などの経済的支援	○障がいのある人やその家族に対し、各種手当等を支給及び税の減免や控除等の申請を受け、経済的自立の支援を行います	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
193		○障がいのある人の身体状況や介護者に配慮した居住環境を改善するため、居室、トイレ、浴室などの改修費用に対して助成を行います	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	

3) 障がい者の社会参加の促進

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
194	①教育・福祉・雇用等各分野での連携による社会的自立に向けた就労支援	○企業への就職を目指す障害者と、障害者の雇用に取り組む企業をマッチングし、実習を行った場合、受入れ企業と障害者本人に奨励金を交付することで就労支援を行います	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
195		○物品購入や役務提供について、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の趣旨により、障がいのある人の「働く場」へ優先発注ができるよう取り組んでいきます	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
196		○自立訓練、又は就労移行支援を受けている障がいのある人及び身体障害者更生援護施設において更生訓練を受けている身体障がい者に対して、訓練を効果的に受けることができるように、訓練のための文房具、参考書等購入費用として更生訓練費を支給します	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
197		○障がいのある人の雇用の安定と職域拡大のため、大分労働局、大分障害者職業センター、障がい者就業・生活支援センター等と連携を密にし支援に努めます	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
198	②社会参加を通じた生活利便性の向上	○視覚障がい者が可燃物用、不燃物用・資源物用の区別ができるよう、指定ごみ袋にエンボス加工（凹凸）を施します	市民福祉部 生活環境課	3年度～7年度	

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
199		○障がいのある人が自由に行動し、あらゆる分野の活動の場へ参加できる社会にしていくなため、「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」の浸透及び推進を図ります	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
200		○環境、計画及びサービスの設計などに当たっては、はじめから、可能な限りすべての人が利用できるようにするというユニバーサルデザインの理念が、施策に反映されるよう推進します	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
201	③福祉情報をはじめとした幅広い情報の提供	○障がいの特性に対応した情報提供の在り方を検討すると共に、その特性に応じた情報提供の方法の工夫や情報伝達手段の確保に努めます	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
202	④手話通訳者・要約筆記奉仕員の養成、派遣制度の充実	○手話講習会・要約筆記講習会を開催することにより、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員及び要約筆記に必要な技術等を修得した要約筆記奉仕員を養成研修することにより、聴覚障がい者の社会参加の促進を図ります	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
203		○聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人を対象に、手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣する事業を通じて、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の意思疎通を支援します	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
204	⑤自らが情報収集できる環境整備	○視覚障がい者に市報の情報を届けるため、点字市報と声の市報を毎月作成します。声の市報についてはホームページでも公開します	市長公室 秘書広報課	3年度～7年度	
205		○日常生活用具給付等事業において、情報・意思疎通支援用具等を給付し、情報の収集と発信、コミュニケーションを確保します	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
206		○各種の行政サービスの相談に対応できるよう市障害福祉課に手話通訳者を配置します	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
207		○聴覚障がい者が議会を傍聴できるよう手話通訳、要約筆記を実施します	その他の事務部局等 議会事務局	3年度～7年度	特になし
208	⑥運転免許取得やタクシー利用等移動手段確保の助成	○社会参加促進のため、福祉タクシー手当の給付やタクシー料金の一部を助成します	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
209		○自家用車による様々な活動が円滑に行われるよう、運転免許取得費助成対象者の範囲を拡げ、また障がいの特性に応じた自動車の操作装置を改造する費用を助成します	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	令和5年度より、運転免許取得助成対象を療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者にも拡大したことを反映
210		○障がいのある人等の自立生活及び社会参加を促進し、安全な移動を確保するため、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援の在宅福祉サービスにより、個人での外出、グループでの外出について、介助員による支援を行います	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
211		○盲導犬、聴導犬、介助犬の利用促進を図り、身体障害者補助犬法の周知及び補助犬の公共施設や公共交通機関、多くの方が利用する民間施設等への同伴について、市民への理解を促進します	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
212		○タクシー料金、バス料金、JR旅客運賃、船舶運賃、航空運賃等の割引制度について周知を図ります	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
213		○駐車禁止除外指定車の標章の交付について、周知を図ります	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
214	⑦障害者団体等への研修助成	○障害者団体、家族の会等の活動を充実させ、研修や交流とふれあいの機会を増やすよう、その運営、移動手段であるバスの借り上げ、当事者が行う社会奉仕活動について支援します	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
215	⑧他者との心の交流と生涯学習の充実	○主に知的障がい者及びその保護者にふれあいの機会を設け、集団行動や社会活動について学ぶことにより、社会参加の促進を図ります	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
216		○障害者芸術・文化祭の展示等の開催により障がいの有無を越えた市民同士の交流を図ります	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
217		○「ともに生きる条例」の基本理念にのっとり、地域の催し物、文化活動、スポーツ活動への支援体制の整備、指導員の育成、情報提供を行うように合理的配慮に努めます	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
218		○障がいのある人自身が行う社会奉仕活動による地域住民と交流する活動や社会復帰を促進するため、障がいのある人自身が行う社会奉仕活動について支援します	市民福祉部 障害福祉課	3年度～7年度	
219		○各地区体協等での、障がい者と健常者が共にスポーツを楽しむ取り組みを推進します	いきいき健幸部 スポーツ推進課	3年度～7年度	

6 外国人の人権問題

1) 国際理解の推進

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
220	①学校での異文化理解のための国際理解教室を開催	○教育委員会との連携により、留学生を講師とする国際理解教室を開催し、教科書等による普段の授業だけでは学ぶことができない各国の文化や風習、留学生個々の考え方等に触れることにより異文化理解を深め、将来の国際交流推進の機動力になってもらいます	観光・産業部 文化国際課	3年度～7年度	
221		○外国語指導助手（ALT）を学校（園）に派遣し、外国語教育の充実を図ったり、留学生等との交流会を実施し、国際理解教育を促進します	教育部 学校教育課	3年度～7年度	
222	②外国人児童生徒に母国語支援の教育相談員を派遣	○日本語指導が必要な外国人児童生徒等が在籍する学校（園）に、日本語指導員や母語支援員の配置や、教育相談員の派遣をすることにより、生活面の適応支援や日本語指導を行います	教育部 学校教育課	3年度～7年度	
223	③国際理解講座等による学習機会の提供・充実	○各地区公民館等において、異文化間のコミュニケーションのあり方等、様々な形式で講座を開き、学習機会の提供に努めます	教育部 社会教育課	3年度～7年度	

2) 国際交流の推進

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
224	各種国際交流の充実	○留学生及び在住外国人との協働のまちづくりを推進します	観光・産業部 文化国際課	3年度～7年度	
225		○国際クルーズ船等、外国人観光客に対するおもてなしの意識を向上します	観光・産業部 観光課	3年度～7年度	
226		○留学生が行う市民との交流事業等の様々な地域活動を支援します	観光・産業部 文化国際課	3年度～7年度	

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
227		○各地区公民館等において開催する講座の中で、レクリエーションや料理教室等、外国人との交流体験を実施します	教育部 社会教育課	3年度～7年度	

3) 公的・民間団体の雇用機会等の確保

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
228	在日外国人の雇用機会等の支援	○市職員採用試験において、平成10年度から国籍条項を撤廃し、以後一部の職種を除き、外国人（永住者）に受験を認めていきます	総務部 職員課	3年度～7年度	
229		○ハローワークが発行する週刊求人情報をファイルに綴じ、市役所1Fの求人情報コーナーに設置し、いつでも閲覧できるようにします	観光・産業部 産業政策課	3年度～7年度	

4) 人権相談体制の充実

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
230	外国人のための人権相談対策の充実	○市内在住外国人を対象とした「日本語らくらくトーク」を実施し、日本語講座だけに限らず、生活相談を目標とします	観光・産業部 文化国際課	3年度～7年度	

5) 市民意識の啓発

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
231	外国人に対する偏見・差別意識の解消に向けた啓発	○主催する各種講座及び研修等において、ヘイトスピーチ解消法の周知等外国人に対する偏見・差別意識の解消に向けた取組を行います	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

6) 生活環境の啓発

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
232	①公共施設等に案内標識等を設置	○公共施設等における看板の案内を外国語で表記します（英語、中国語、韓国語）	観光・産業部 観光課	3年度～7年度	
233		○依頼のあった公共施設の翻訳業務（英語・中国語・韓国語）を行います	観光・産業部 文化国際課 （関係各課と連携）	3年度～7年度	
234	②外国人のための情報冊子の作成・配布	○新規加入の保険証交付時に、保険制度について説明したリーフレットを英文で作成し、配布します	いきいき健幸部 保険年金課	3年度～7年度	

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
235		○保険税の申告の必要性や還付の受け取りなどについて、英文等で通知します	いきいき健幸部 保険年金課	3年度～7年度	
236		○通訳同行なしの来庁に備えて、保険に関する窓口説明用の「英文指差し表」や携帯自動翻訳機を活用して理解しやすい窓口環境を整備します	いきいき健幸部 保険年金課	3年度～7年度	
237		○外国語観光パンフレットの作成及び配布をします（英語、中国語、韓国語）	観光・産業部 観光課	3年度～7年度	
238		○市内に在住する外国人向けに多言語生活情報を提供します	観光・産業部 文化国際課	3年度～7年度	
239		○外国人向けにごみ収集カレンダーの外国語版（英語・韓国語・中国語）を作成し、配布します	市民福祉部 生活環境課	3年度～7年度	
240		○妊婦・乳幼児健診等の情報を英語、中国語、韓国語版にて作成し、配布します	こども部 こども家庭課	3年度～7年度	①「妊婦・乳幼児健診、予防接種等の情報を英語、中国語、韓国語版にて作成し、配布します」から文言変更 ②機構改革 いきいき健幸部健康推進課→こども部こども家庭課
241		○英語、中国語、韓国語版の予防接種等の情報を関係部署の資料や市ホームページ等に掲載します	いきいき健幸部 健康推進課	6年度～7年度	新規
242		○外国人の妊婦に対し、外国語版の母子手帳を交付します	こども部 こども家庭課	3年度～7年度	機構改革 いきいき健幸部健康推進課→こども部こども家庭課
243		○がん検診の日程等、保健事業について掲載した「べっぴん健診ガイド」の外国語版を作成し、配布します	いきいき健幸部 健康推進課	3年度～7年度	

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
244	③災害・事故・犯罪被害等の緊急支援	○平時から顔の見える関係づくりや防災意識の向上を目的に日本人と外国人で合同で防災訓練を実施します ○別府市留学生連絡協議会に参画し、関係機関と密接に情報交換し、留学生等が災害、事故、犯罪被害に遭わず、加担させない環境を作る等総合的に支援します ○災害連絡掲示板の情報を多言語に翻訳し提供します	観光・産業部 文化国際課	3年度～7年度	

7 医療をめぐる人権問題

1) 啓発活動の推進

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
245	感染症や難病に対する正しい知識の普及啓発	○市報やケーブルテレビ等で、感染症や難病に対する正しい理解のための啓発を行います	いきいき健幸部 健康推進課	3年度～7年度	
246		○各種講座等で、感染症や難病に対する正しい知識を学習する機会を提供します	教育部 社会教育課	3年度～7年度	
247		○外国人を対象とした救急救命講習を実施します	消防本部 警防課	3年度～7年度	
248		○あらゆる感染症に係る差別解消についての取り組みを行います	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

2) 人権教育研修の推進

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
249	①医療関係者等に対する人権教育研修の充実	○看護専門学校の人権研修に講師を派遣します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
250		○市内の特別養護老人ホームや病院職員の人権研修に講師を派遣します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
251	②学校での難病等に対する理解と差別・偏見への解消の取組	○教職員に様々な難病の存在に対する正しい見方と適切な対応を習得するような研修会を実施すると同時に、難病の人々の存在や難病への見方を深めるための人権教育を推進します	教育部 学校教育課 市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
252		○年間指導計画に基づき、教科、道徳及び特別活動等において人権学習を実施します	教育部 学校教育課 市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
253	③市民啓発の推進	○主催する各種講座及び研修等において、医療をめぐる人権問題の研修を実施します	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

3) 相談・支援・権利擁護の充実

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
254	学校での相談・支援における権利擁護体制の整備	○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターを含めた教職員一体の児童生徒相談体制を整えとともに、適切な支援を行うよう、情報共有等による権利擁護体制の整備に努めます	教育部 学校教育課	3年度～7年度	
255		○各学校における各種検診・健康観察・健康相談・教育相談活動においてはプライバシーに十分配慮して行います	教育部 学校教育課	3年度～7年度	

8 さまざまな人権問題

1) インターネットによる人権侵害

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
256	市民・学校等での啓発	○ICT講習会を通じて、情報収集や発信における個人の責任や情報モラルについての理解を深めるよう啓発を行います	教育部 学校教育課	3年度～7年度	

2) プライバシーをめぐる問題

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
257	①市民におけるプライバシー尊重の啓発	○情報公開室において個人情報保護に関するパンフレットの配布やポスターの掲示等、情報提供を行います	総務部 総務課	3年度～7年度	
258		○市民に対し本人通知制度を広く周知するとともに登録の推進を図ります	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
259	②個人情報保護に関する職員等の意識向上の取組	○別府市個人情報の管理に関する規程に基づき、個人情報の管理に係る措置を各課に浸透させるとともに、その状況を検証します	総務部 総務課	3年度～7年度	
260		○セキュリティレベルは、システム的な対策を行いつつ、それを実際に運用する職員全体がセキュリティの重要性を正しく理解することによって守られるものである。このため、情報セキュリティについての講習会を行い、職員の情報セキュリティに関する知識の習得を図ります	企画戦略部 情報政策課	3年度～7年度	
261		○情報セキュリティに対する注意喚起と自己改善を目的として、定期的に情報漏えいなどに関するニュースをグループウェアの掲示板でお知らせします。また年に一度、全職員を対象として情報セキュリティアンケートを実施します	企画戦略部 情報政策課	3年度～7年度	
262		○所属長指名による運用職員の特定、関連職員へのセキュリティ研修、入退室管理の徹底等、「住基ネット管理運用規定」に基づいた堅実な運用を行うため、年1回、別府市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ会議を開催します	市民福祉部 市民課	3年度～7年度	
263		○市民課事務におけるプライバシー保護のセキュリティ対策として、課内協議、研修などを繰り返し実施しながら、個人情報の適正な管理及び開示に取り組みます	市民福祉部 市民課	3年度～7年度	

3) 犯罪被害者やその家族に関する人権問題

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
264	犯罪被害者等への理解を深めるための啓発	○主催する各種講座及び研修等において、犯罪被害者やその家族の問題を取り上げることに努めます	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

4) 性的少数者の人権

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
265	差別・偏見意識の解消に向けた啓発	○主催する各種講座及び研修等において、LGBT理解増進法の周知を行い、また、性的少数者の問題を取り上げるよう努めます	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	「○主催する各種講座及び研修等において、性的少数者の問題を取り上げることに努めます」から文言変更

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
266		○各投票所において、性的少数者の投票しやすい環境づくりに努めます	その他の事務部局等 行政委員会総合事務局	3年度～7年度	
267		○パートナーシップ制度について調査・検討します。また、導入した場合には制度の啓発に努めます	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	

5) ホームレスの人権

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
268	社会的支援の取組と偏見解消の啓発	○ホームレス状態の方々が移動を希望した場合に隣駅までの旅費を支給します。また、危急時に医療費等の支給を行います	市民福祉部 ひと・くらし支援課	3年度～7年度	機構改革 高齢者福祉課→ひと・くらし支援課
269		○生活保護の適用とあわせて就労指導等を行い、その自立を支援します	市民福祉部 ひと・くらし支援課	3年度～7年度	

6) その他

	推進方針の項目	具 体 化 の 方 策	担当部局・課等	実施期間	特 記 事 項
270	①人権全般の啓発等	○主催する各種講座及び研修等において、刑を終えて出所した人々やその家族、アイヌの人々等の人権及び的ヶ濱焼払い事件について取り上げ、人権擁護に努めます	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	「○主催する各種講座及び研修等において、刑を終えて出所した人々やその家族、アイヌの人々等の人権について取り上げ、人権擁護に努めます」から文言変更
271		○災害弱者になりやすい住民（特に高齢者、子ども、障がい者、外国人等）の生命を守るため、各町内において自主防災会訓練、防火訓練、救急講習を実施します	消防本部 警防課	3年度～7年度	
272		○パワハラ・セクハラなどのハラスメント（嫌がらせ・いじめ）について、関係団体等を通じて企業等に、また、主催する各種講座等においても啓発を行います	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	
273	②SDGsの各目標及びターゲットとの連携	○SDGs（持続可能な開発目標）について、目標4（特に目標4.7）、目標5及び目標10を中心に取り組みます	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進課	3年度～7年度	